

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和8年7月23日(木) 午前10時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

- 第1 議案第37号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
- 第2 議案第38号 第7期東京都いじめ問題対策連絡協議会での墨田区教育委員会教育長の事務従事に係る許可について
- 第3 議案第39号 墨田区登録有形文化財を墨田区指定有形文化財に指定することについて

報告事項

- 第1 教育課題の進捗状況について（資料1）
- 第2 区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について（資料2）

議案第37号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年7月23日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

人事院規則の一部改正により、国家公務員の特別休暇である官公署出頭休暇について、対象範囲の見直しが行われたことを踏まえ、同様の措置を講ずる必要がある。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年墨田区教育委員会規則第7号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（公民権行使等休暇） 第17条 公民権行使等休暇は、職員が、正規の勤務時間の全部又は一部において、職員の選挙権その他の公民としての権利の行使又は裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭（以下「公民権行使等」という。）をするための休暇であって、その期間は、必要と認められる時間とする。 2・3 〔略〕	〔同左〕 第17条 公民権行使等休暇は、正規の勤務時間の全部又は一部において、職員の選挙権その他の公民としての権利の行使又は<u>公</u>の職務の執行（以下「公民権行使等」という。）をするための休暇であって、その期間は、必要と認められる時間とする。 2・3 〔略〕

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第38号

第7期東京都いじめ問題対策連絡協議会での墨田区教育委員会教育長の
事務従事に係る許可について

上記の議案を提出する。

令和8年7月23日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり許可する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、本区教育委員会教育長が報酬を得て事務従事することについて、教育委員会の許可を受ける必要がある。

第7期東京都いじめ問題対策連絡協議会での墨田区教育委員会 教育長の事務従事に係る許可について

1 理由

本区教育委員会教育長は、第7期東京都いじめ問題対策連絡協議会（東京都主催）の委員として令和8年8月1日から令和10年7月31日まで委嘱される予定であり、その間に年1回程度会議が開催される予定である。

委員として会議に出席するに当たり、本会議の支払基準に基づき報酬を得て事務従事することから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第11条第7項に基づき、教育委員会の許可を受ける必要がある。

2 従事内容等について

（1）出席する会議名

第7期東京都いじめ問題対策連絡協議会（東京都主催）

（2）開催回数

委嘱期間内に年1回程度開催予定

（3）従事内容

本会議に委員として出席予定

（4）報酬額

日額24,300円

【参考：根拠条文】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第11条

7 教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

令和8年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題№		1	事業名	不登校防止対策の充実								主管課		指導室	
執行 計画	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月			
	■校内スモールステップルームの運用			■支援員へのヒアリング					■支援員へのヒアリング			■支援員へのヒアリング			
	■校内別室学級の運用														
	■巡回教員の活用														
	■スクールソーシャルワーカーの派遣	■連絡会の実施					■連絡会の実施				■連絡会の実施				
	■教育支援センター等との連携														
	■現状の把握・分析														
	進捗														
実績	6 月実績 ■校内スモールステップルームの運用 ・校内別室指導支援員による利用生徒の支援 ■校内別室学級の運用（設置校：桜堤中学校） ・在籍人数合計 29 名（内訳：1 年生 8 名、2 年生 11 名、3 年生 10 名） ■巡回教員の活用（桜堤中学校以外の中学校 9 校） ・巡回校への訪問・支援 ■スクールソーシャルワーカーの派遣 ・学校訪問及びケース対応 ■教育支援センター等との連携 ・教育支援センターとの連絡会（6 月 26 日実施） ・すみだバーチャルサポートルームの開設（6 月 17 日開設、随時アカウント配付） ■現状の把握・分析 ・学校訪問時に現状を把握 進捗：○														

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和8年度 教育課題（一般課題） 執行計画書兼実績報告書

課題№	2	事業名	学校施設の改築・改修等								主管課	庶務課	
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
執行 計画		二葉小学校屋内運動場棟新築工事及び工事監理					▲供用開始						
		八広小学校改築に伴う設計委託及びコンストラクションマネジメント業務委託									八広小学校改築工事		
		八広小学校改築に伴うプール棟等解体工事								契約締結▲			
		八広小学校改築に伴う文化財調査委託（試掘）					八広小学校改築に伴う文化財調査委託（本掘）						
		学校改築事業プロジェクト CM 業務委託											
		契約締結▲											
			▲第三吾嬬小設計と条件整理開始					▲プロポーザル告示		プロポーザル▲		契約締結▲	
進捗													
実績		4～6月実績 【二葉小学校】 4～6月：屋内運動場棟の新築工事中 工期延長（7/31→9/18）※供用開始時期は変更なし 【八広小学校】 4～6月：校舎改築実施設計完了 既存プール棟解体工事完了 文化財調査受託事業者との調整 【第三吾嬬小学校】 5～6月：学校改築 CM による与条件整理中											
		進捗：○											

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和8年度 教育課題（一般課題） 執行計画書兼実績報告書

課題№	3	事業名	「墨田区学力向上新3か年計画（第4次）」の推進及び「すみだ教育指針」の策定							主管課	すみだ教育研究所	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
執行計画	「墨田区学力向上新3か年計画（第4次）」の推進											
	■全国学力・学習状況調査 ■墨田区学習状況調査 ■学習ふりかえり期間 ■教育長メッセージ ■すみだ まなび塾（中学生放課後学習支援事業）			■指導のポイント集	■教育委員会報告（学習状況調査結果）	■議会報告（学習状況調査結果） ■学力向上ヒアリング	■学力向上推進会議		■後期学習状況調査（学力向上マネジメント推進校）			
						■学習ふりかえり期間				■学習ふりかえり期間		
				■教育長メッセージ ■受講者募集	■受講者ガイダンス	■事業開始	■教育長メッセージ			■教育長メッセージ		
			■契約事務									
実績	「すみだ教育指針」の策定											
		■教育委員会報告（策定方針） ■検討会（第1回）	■意識調査					■教育委員会報告（素案）	■議会報告（素案）	■パブリックコメント ■検討会（第4回）	■教育委員会報告	
進捗												
実績	第1四半期実績 進捗：○											
	■「墨田区学力向上新3か年計画（第4次）」の推進 ・4/3 児童・生徒に対する教育長メッセージの発出 ・4/23 全国学力・学習状況調査の実施、4/28 墨田区学習状況調査の実施 ・学習ふりかえり期間の実施（墨田区学習状況調査前まで） ・すみだ まなび塾の検討 （6/1 付け契約（事業運営業務委託）、6/21 入塾説明会の開催 ほか）						■「すみだ教育指針」の策定 ・5/12 第1回「すみだ教育指針」策定幹事会の実施 ・5/27 第1回「すみだ教育指針」策定検討会の実施 ・6/19～6/30 保護者及び児童・生徒向けアンケートの実施 （回答（6/30時点）：保護者 1,084 件、児童・生徒 2,378 件）					

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和8年度 教育課題（一般課題） 執行計画書兼実績報告書

課題№		4	事業名	わんぱく天国リニューアル							主管課	地域教育支援課	
執行 計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	●リニューアルの検討			●検討委員会の開催				●検討委員会の開催			●検討委員会の開催		
	●わんぱく広場・やすらぎ広場 （土木工事）実施設計										●議会報告		
	●すみだわんぱく砦（建築工事） 基本・実施設計												
				●不要物撤去 （倉庫,備品,風車）									
	●委託事業者による運営												
	●千葉大学への調査研究委託 （リニューアルに係る調査・助言）												
進捗													
実績	【4～6月実績】 ・土木工事実施設計：契約 ・建築工事実施設計：契約 ・千葉大学委託：契約 ・運営業務委託：4月～運営中 進捗：○												

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について

1 学級閉鎖措置の状況

【感染症等に伴う学級閉鎖（臨時休業・時間短縮）の状況】

学 校 名	学年・学級	臨時休業の期間	感 染 症 種 別
柳 島 小 学 校	3 年 1 組	令和8年7月11日(土)から 7月13日(月)まで	水 痘

《参考》

学校において予防すべき感染症の拡大防止のための臨時休業（学級閉鎖）期間及び
その取り扱い

○臨時休業（学級閉鎖）期間

感染症	欠席率	臨時休業期間	備考
新型コロナウイルス感染症 季節性インフルエンザ 等	20～30%	3日間程度	臨時休業期間は、学校医等に相談の上、 状況に応じて判断する

※ 臨時休業期間は、学校医に相談のうえ状況に応じて短縮・延長することを可能としている。